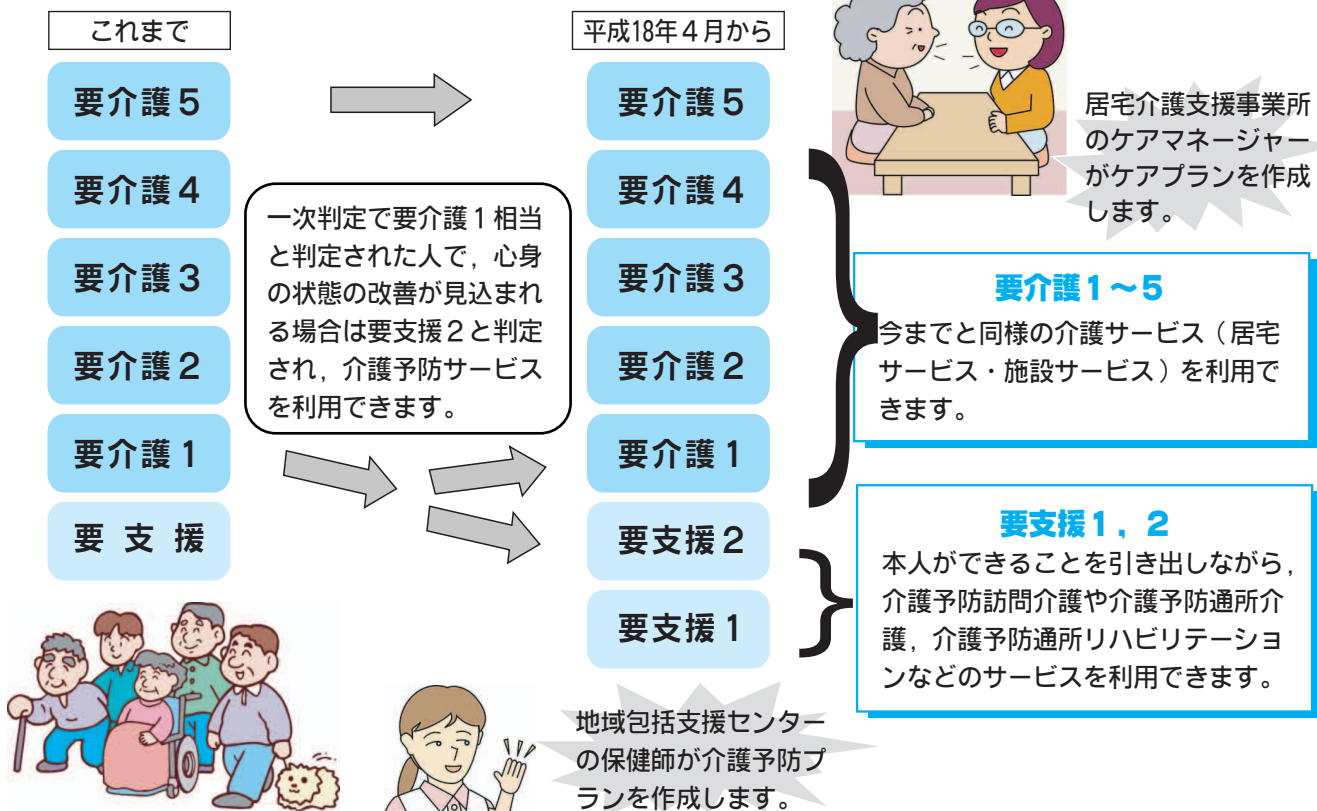


平成18年4月から 介護保険制度が新しくなります ～その2～

◆要介護認定の区分が変わります

介護保険のサービスを利用する場合は、要介護認定を受けている必要があります。要介護状態の区分は今まで、「要支援」・「要介護1～5」の6区分に分類されていましたが、平成18年4月からは「要支援1, 2」「要介護1～5」の7区分に分けられます。

「要支援1, 2」と認定された人は、生活機能の維持・向上を目指した「介護予防サービス」を利用することができます。



【平成18年4月からは地域密着型サービスが始まります】

高齢者が地域での生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、認知症の高齢者や介護の必要な高齢者を支えていく必要があります。平成18年4月からは、介護の認定を受けた人が住み慣れた地域で生活していくために地域密着型サービスが開始されます。

■小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、訪問や泊まりを組み合わせる地域での小規模なサービス拠点となります。

■夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムにより夜間専用の訪問介護を提供します。

■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

■地域密着型特定施設入居者生活介護

30人未満の小規模な介護老人福祉施設や有料老人ホームなどで介護サービスを受けることができます。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が同じ住居で介護のサービスを受けながら共同生活を送ることができます。

■認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスを行う施設に通い、日常生活上のケアを受けることができます。